

第79回がん対策推進協議会

資料3

令和4年4月28日

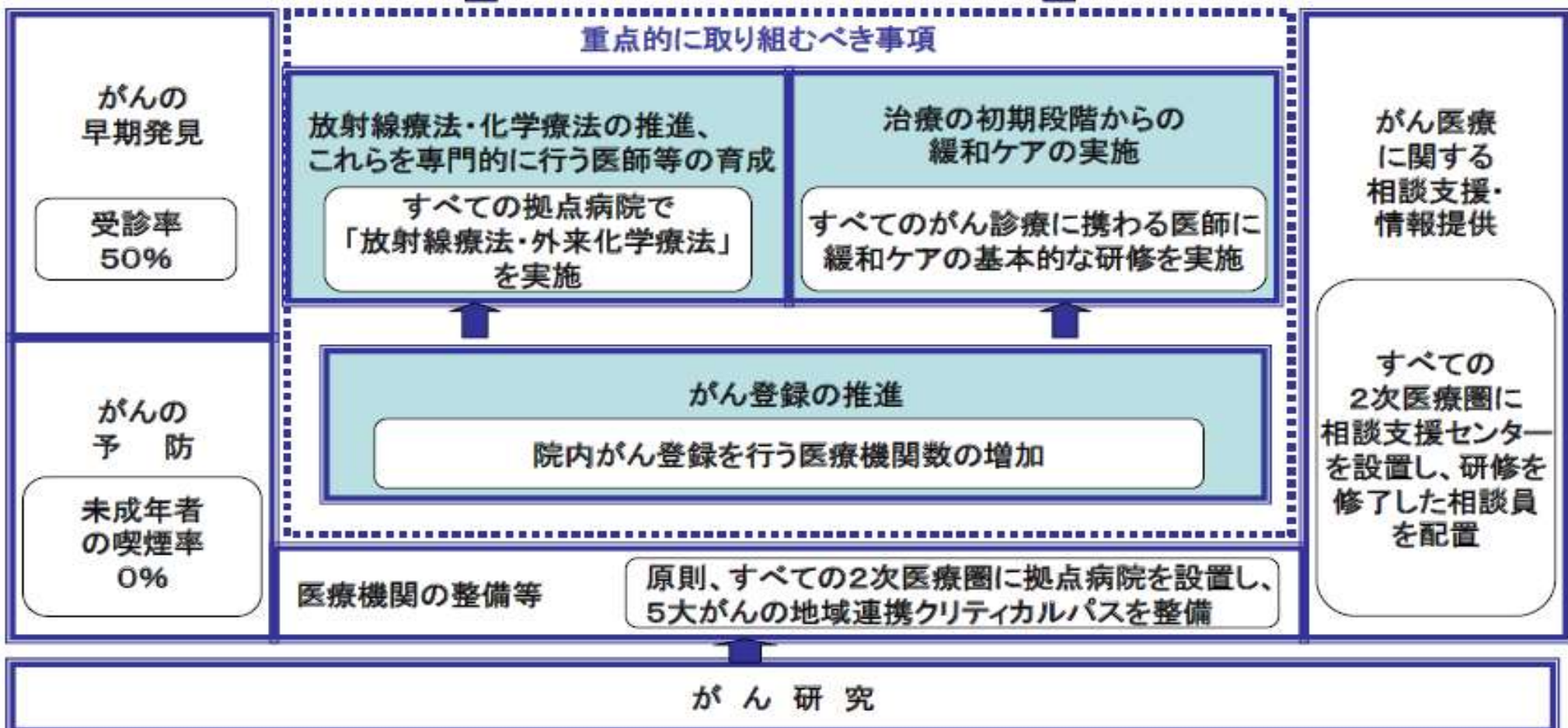
がん対策の主な施策について

厚生労働省

健康局 がん・疾病対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

がん対策推進基本計画 (平成19年6月閣議決定)



第2期がん対策推進基本計画

(平成24年6月)

(※)は第2期から盛り込まれた項目

重点的に取り組むべき課題

(1) 放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とこれらを専門的に
行う医療従事者の育成

(2) がんと診断された時からの
緩和ケアの推進

(3) がん登録の推進

(4) 働く世代や小児への
がん対策の充実(※)

全体目標【平成19年度からの10年目標】

(1) がんによる死亡者の減少
(75歳未満の年齢調整死亡率の20%減少)

(2) すべてのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上

(3) がんになっても安心して暮らせる社会の構築(※)

分野別施策及びその成果や達成度を計るための個別目標

1. がん医療

- ①放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とチーム医療の推進
- ②がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成
- ③がんと診断された時からの緩和ケアの推進
- ④地域の医療・介護サービス提供体制の構築
- ⑤医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組(※)
- ⑥その他(希少がん、病理診断、リハビリテーション)

2. がんに関する相談支援と情報提供

患者とその家族の悩みや不安を汲み上げ、患者とその家族にとってより活用しやすい相談支援体制を実現する。

3. がん登録

法的位置づけの検討も含め、効率的な予後調査体制の構築や院内がん登録を実施する医療機関数の増加を通じて、がん登録の精度を向上させる。

4. がんの予防

平成34年度までに、成人喫煙率を12%、未成年の喫煙率を0%、受動喫煙については、行政機関及び医療機関は0%、家庭は3%、飲食店は15%、職場は平成32年までに受動喫煙の無い職場を実現する。

5. がんの早期発見

がん検診の受診率を5年以内に50%(胃、肺、大腸は当面40%)を達成する。

6. がん研究

がん対策に資する研究をより一層推進する。2年以内に、関係省庁が連携して、がん研究の今後の方向性と、各分野の具体的な研究事項等を明示する新たな総合的がん研究戦略を策定する。

7. 小児がん(※)

5年以内に、小児がん拠点病院を整備し、小児がんの中核的な機関の整備を開始する。

8. がんの教育・普及啓発(※)

子どもに対するがん教育のあり方を検討し、健康教育の中でがん教育を推進する。

9. がん患者の就労を含めた社会的な問題(※)

就労に関するニーズや課題を明らかにした上で、職場における理解の促進、相談支援体制の充実を通じて、がんになっても安心して働き暮らせる社会の構築を目指す。

第3期がん対策推進基本計画（平成30年3月9日閣議決定）（概要）

第1 全体目標

「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」

①科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 ②患者本位のがん医療の実現 ③尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

第2 分野別施策

1. がん予防

- (1)がんの1次予防
- (2)がんの早期発見、がん検診（2次予防）

2. がん医療の充実

- (1)がんゲノム医療
- (2)がんの手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法
- (3)チーム医療
- (4)がんのリハビリテーション
- (5)支持療法
- (6)希少がん、難治性がん
（それぞれのがんの特性に合わせた対策）
- (7)小児がん、AYA(※)世代のがん、高齢者のがん
（※）Adolescent and Young Adult: 思春期と若年成人
- (8)病理診断
- (9)がん登録
- (10)医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組

3. がんとの共生

- (1)がんと診断された時からの緩和ケア
- (2)相談支援、情報提供
- (3)社会連携に基づくがん対策・がん患者支援
- (4)がん患者等の就労を含めた社会的な問題
- (5)ライフステージに応じたがん対策

4. これらを支える基盤の整備

- (1)がん研究
- (2)人材育成
- (3)がん教育、普及啓発

第3 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 1. 関係者等の連携協力の更なる強化
- 2. 都道府県による計画の策定
- 3. がん患者を含めた国民の努力
- 4. 患者団体等との協力
- 5. 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化
- 6. 目標の達成状況の把握
- 7. 基本計画の見直し

令和4年度がん対策予算の概要

令和4年度予算額 354億円（令和3年度予算額 365億円）
 令和3年度一次補正予算額 45億円

基本的な考え方

平成30年3月に閣議決定した第3期がん対策推進基本計画に基づき、「がん予防」「がん医療の充実」「がんとの共生」の3つを柱とした施策を実施することで、がん対策の一層の推進を図る。

1. がん予防

144億円(140億円)

- ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業 14.6億円
- ・がん検診のアクセシビリティ向上策等の実証事業 0.7億円
- ・がん対策推進企業等連携事業 0.8億円
- ・がん検診従事者研修事業（胃内視鏡検査研修） 0.1億円

※上記のほか、たばこ対策、肝炎対策関係等の経費約12.8億円が含まれる。

3. がんとの共生

41億円(42億円)

- ・小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業 11.3億円
- ・がん患者の就労に関する総合支援事業（がん診療連携拠点病院機能強化事業費） 2.4億円
- ・緩和ケア推進事業（がん診療連携拠点病院機能強化事業費） 2.3億円
- ・がん等における新たな緩和ケア研修等事業 0.6億円
- ・がん総合相談に携わる者に対する研修事業 0.2億円

(再掲)

- ・がん診療連携拠点病院機能強化事業費（全体） 50.6億円
- ・都道府県健康対策推進事業費（全体） 6.5億円
- ・国立がん研究センター委託費（全体） 6.5億円

2. がん医療の充実

168億円(183億円)

- ・がん診療連携拠点病院機能強化事業 30.0億円
- ・小児がん拠点病院機能強化事業（がん診療連携拠点病院機能強化事業費） 3.2億円
- ・小児がん中央機関機能強化事業（がん診療連携拠点病院機能強化事業費） 0.6億円
- ・地域がん診療病院等機能強化事業（がん診療連携拠点病院機能強化事業費） 1.5億円
- ・希少がん中央機関機能強化事業（がん診療連携拠点病院機能強化事業費） 0.7億円
- ・がんゲノム情報管理センター事業 10.1億円
- ・がんゲノム医療中核拠点病院等機能強化事業（がん診療連携拠点病院機能強化事業費） 10.2億円
- ・がんのゲノム医療従事者研修事業 0.3億円
- ・がんの全ゲノム解析に関する人材育成推進事業 0.4億円
- ・がん登録推進事業（国立がん研究センター委託費） 5.4億円
- ・都道府県健康対策推進事業（がん登録、がん医療提供体制の促進等） 6.3億円
- ・希少がん診断のための病理医育成事業 0.4億円
- ・小児・AYA世代のがんの長期フォローアップ体制整備事業 0.3億円
- ・革新的がん医療実用化研究事業等（※厚生科学課計上） 93.8億円

(参考)【令和3年度第一次補正予算額】

- ・全ゲノム解析等の確実な推進 24.3億円
- ・がんゲノム情報管理センター事業 15.7億円
- ・がん登録オンラインシステムの更新(国立がん研究センター委託費) 4.3億円

※がん・疾病対策課計上の主な事業を記載。

※複数の柱に重複する事業については、主な柱に一括して計上。
 ※計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

「がん予防」分野



新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

R4年度予算額: 15億円
(R3年度予算額: 15億円)

がん検診受診率向上に効果の大きい個別の受診勧奨・再勧奨を実施するとともに、子宮頸がん検診・乳がん検診の初年度対象者にクーポン券を配布する。また、精密検査未受診者に対する受診再勧奨にも取り組む。

事業の概要

1. 個別の受診勧奨・再勧奨

子宮頸がん、乳がん、胃がん、肺がん、大腸がん検診について、郵送や電話などによる個別の受診勧奨・再勧奨を行う(注)とともに、かかりつけ医を通じた個別の受診勧奨・再勧奨にも取り組む。

注) 個別受診勧奨・再勧奨の対象

子宮頸がん検診: 20～69歳の女性

乳がん検診: 40～69歳の女性

胃がん検診: 50～69歳の男女(胃部エックス線検査は40歳以上も可)

肺がん検診: 40～69歳の男女

大腸がん検診: 40～69歳の男女



2. 子宮頸がん検診・乳がん検診のクーポン券などの配布

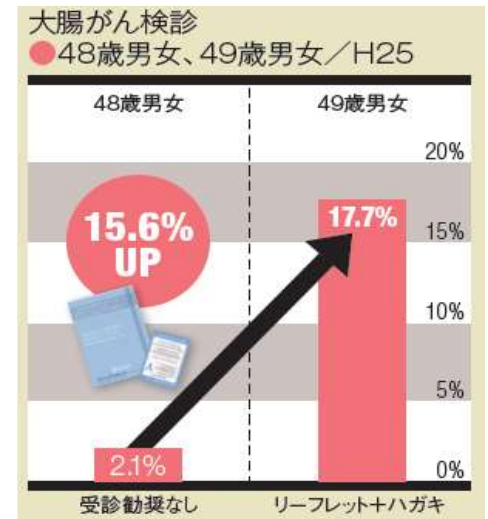
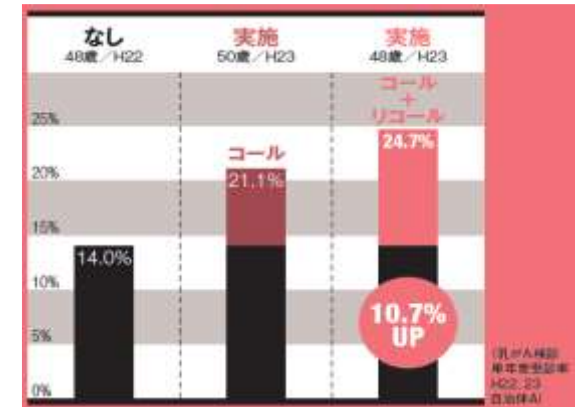
子宮頸がん検診・乳がん検診の初年度の受診対象者(子宮頸がん検診: 20歳、乳がん検診: 40歳)に対して、クーポン券と検診手帳を配付する。

3. 精密検査未受診者に対する受診再勧奨

子宮頸がん、乳がん、胃がん、肺がん、大腸がん検診の精密検査未受診者に対して、郵送や電話などによる個別の受診再勧奨を行う。

実施主体: 市区町村 補助率: 1/2

(受診勧奨の効果の事例)



がんの早期発見・がんによる死亡者の減少

※がん検診受診率向上施策ハンドブック(厚生労働省)より

がん検診のアクセシビリティ向上策等の実証事業

令和4年度予算額：68百万円
(令和3年度予算額：72百万円)

● ねらい：がん検診におけるアクセシビリティ向上等による受診率向上

がん検診について、第3期がん対策推進基本計画で目標としている受診率50%は、肺がん(男)以外は達成していない。がんの死亡率減少を目指す中で、がんの早期発見・早期治療を促すため、がん検診の更なる受診率の向上に向け施策を重点化させる観点から、どのような手法で取り組むことがより受診率の向上等に効果的であるかについて検証する。効果検証に当たっては、がん検診受診率及び精密検査受診率を測定指標とする。

● 実証の手法

現在、各自治体で実施されているがん検診の実態や既存研究による受診率向上策の効果検証結果等を整理した上で、効果検証を行う。市町村で、がん検診受診状況を把握するための名簿等を整備した上で、受診率向上策（ナッジ理論を活用した受診勧奨等）を講じた群と、当該向上策を講じなかった群を設定し、前者と後者の実施率の差異を検証・分析する。（「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に定められている検診に限る）また、受診率向上施策に対する受診率上昇等の医療経済効果の算出を行う。

【具体的な実証手法】

- ・ ナッジ理論やソーシャル・マーケティングの手法等を用いた効果的な勧奨方法の活用
- ・ 特定健診とがん検診の同時実施（乳がん・子宮頸がん検診も含む）
- ・ 市町村等の境界を越えて受診できるがん検診 等

【対象者】

- ・ 市町村等

● 実証のスケジュール（案）

2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
<p><11月～></p> <ul style="list-style-type: none">・ 市町村に対する実施状況調査・ 受診率向上パッケージ作成（効率の良い方法の収集）・ 実証フィールドの選定・ 来年度介入準備・ 医療経済効果の検討・ 審査・評価委員会における指導助言	<p><4月～></p> <ul style="list-style-type: none">・ 実証フィールド（10～20程度の市町村等）に対し、介入実証を実施（ナッジ理論を用いた資材の送付及び受診体制の確保、特定健診との同時実施、受診しやすい受診体制に対する実証）・ 医療経済効果の検討・ 審査・評価委員会における指導助言	<p><4月～></p> <ul style="list-style-type: none">・ 実証フィールド（10～20程度の市町村等）に対し、介入実証を実施・ 医療経済効果の検討・ 審査・評価委員会における指導助言 <p><2月></p> <ul style="list-style-type: none">・ 事業報告書提出・ 審査・評価委員会における指導助言・ 第4期がん対策推進基本計画の検討	<ul style="list-style-type: none">・ 第4期がん対策推進基本計画施行・ 「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」等の見直しを検討

「がん医療の充実」分野



がん診療連携拠点病院機能強化事業について

令和4年度予算額:3,591,861千円
(令和3年度予算額:3,644,364千円)

「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」(平成30年7月31日健発第0731第1号健康局長通知の別紙)に基づき厚生労働大臣が指定した都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院及び特定領域がん診療連携拠点病院において、医療従事者の養成、相談支援、地域連携等を実施し、質の高いがん医療の提供体制を確立することを目的とする。

事業名	事業内容
がん医療従事者研修事業	主にがんの化学療法や放射線治療の専門的な医師やがん医療を支えるメディカルスタッフを養成する。
がん診療連携拠点病院ネットワーク事業	がん診療連携拠点病院間の密接な連携を図るため、都道府県がん診療連携協議会の設置、テレビ会議システムの運用等を行う。
がん相談支援事業	院内外のがん患者及びその家族に対して、療養上の相談や医療機関の紹介等を実施するとともに、地域の医療機関からの相談等に対応する。
普及啓発・情報提供事業	がん患者及びその家族の不安や疑問に適切に対応するため、がんに関する各種情報の収集・提供等を行う。
病理医養成等事業	専門病理医の養成及び病理診断業務の軽減を図るための病理診断補助員の確保等を実施する。
在宅緩和ケア地域連携事業	二次医療圏の在宅療養を支援する診療所の協力リストの作成、がん緩和ケアに関する知識と技術の研修等を行う。
緩和ケア推進事業	緩和ケアセンターを整備し、緩和ケアチームや緩和ケア外来の運営、2次医療圏内の在宅医療機関等との連携、緊急緩和ケア病床の確保を行う。
がん患者の就労に関する総合支援事業	① がん相談支援センターへ就労に関する知識を有する専門家を配置し、ハローワーク等と連携するとともに、適切な情報提供と相談支援を行う。 ② がん相談支援センターに両立支援コーディネーターの研修を受講した相談支援員を専任で配置し、「治療と仕事両立プラン」を活用した就労支援を行う。

小児がん拠点病院機能強化事業について

令和4年度予算額: 315,000千円
(令和3年度予算額: 315,000千円)

「小児がん拠点病院等の整備に関する指針」(平成30年7月31日健発第0731第2号健康局長通知の別紙)に基づき厚生労働大臣が指定した小児がん拠点病院において、医療従事者の養成、相談支援、プレイルームの運営等を実施し、質の高い小児がん医療の提供体制を確立することを目的とする。

事業名	事業内容
小児がん医療従事者研修事業	小児がんに関わる専門的な医師やがん医療、支援、研究等を支える医療従事者を養成するための効果的かつ効率的な研修を行う。
小児がん拠点病院ネットワーク事業	ブロック毎の小児がん拠点病院による地域ブロック協議会を開催し、診療連携と人材育成の観点から、小児がん医療提供体制の更なる充実を図る。
がん相談支援事業	院内外のがん患者及びその家族に対して、療養上の相談や医療機関の紹介等を実施するとともに、地域の医療機関からの相談等に対応する。
プレイルーム運営等事業	小児がん患者の療育環境を確保し、かつ、小児がん患者・家族等が小児がん治療等にかかる意見交換ができるプレイルームを確保し、その運営を行う。また、小児がん患者の療養のために必要な家族等が利用する滞在施設の運営を行う。

がんゲノム医療中核拠点病院等機能強化事業

令和4年度予算額(令和3年度予算額):
10.2億円(10.2億円)

1. 背景

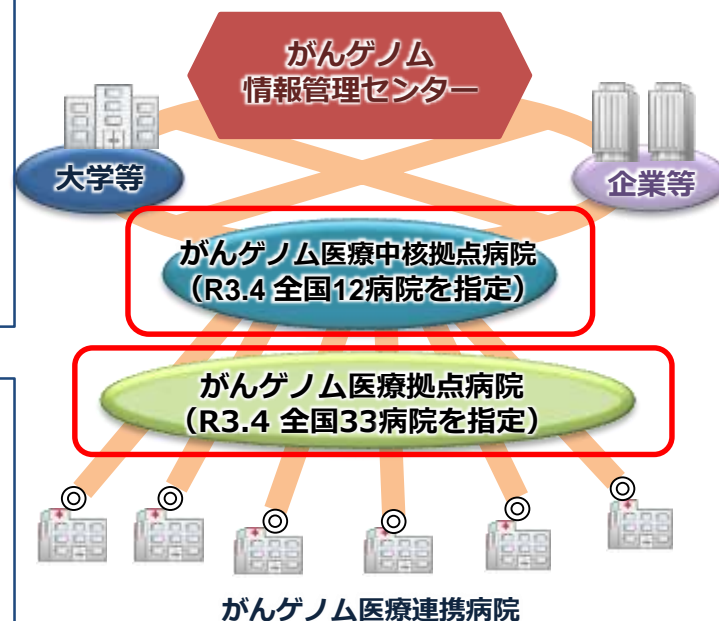
- がん対策推進基本計画(平成30年3月閣議決定)のがんゲノム医療分野では、「ゲノム情報等を活用し、個々のがん患者に最適な医療を提供するため、「ゲノム情報を用いた医療等の実用化推進タスクフォース」や「がんゲノム医療推進コンソーシアム懇談会」の報告書を踏まえ、本基本計画に基づき、段階的に体制整備を進める。」ことを個別目標として掲げている。
- また、「がんゲノム医療を牽引する高度な機能を有する医療機関(「がんゲノム医療中核拠点病院(仮称)」)の整備及び拠点病院等や小児がん拠点病院を活用したがんゲノム医療提供体制の構築を進める。これによって、ゲノム医療を必要とするがん患者が、全国どこにいても、がんゲノム医療を受けられる体制を段階的に構築する。」こととしている。

2. がんゲノム医療中核拠点病院(令和4年度予算額360百万円)

- 平成30年2月に、ゲノム医療を必要とするがん患者が、全国どこにいても、がんゲノム医療を受けられる体制を構築するため、がんゲノム医療を牽引する高度な機能を有する医療機関として、「がんゲノム医療中核拠点病院」を指定。
- がんゲノム医療中核拠点病院は、ゲノム医療を受けるがん患者に対する専門的な遺伝カウンセリング、新たな治療法等の開発等に向けた臨床研究等を適切に行うための体制整備、がん患者のゲノム関連情報(パネル検査結果、臨床情報、治験情報等)の収集・管理を行うとともに、がんゲノム医療従事者に対して必要な研修の開催、がんゲノム医療連携拠点病院等に対する診療支援や連携体制強化のための合同会議等を行う。

3. がんゲノム医療拠点病院(令和4年度予算額660百万円)

- 平成30年3月に先進医療として承認された2種類のパネル検査は、令和元年6月から保険収載が開始されており、受検査者の増加を見据え、令和元年9月に、「自施設でパネル検査の医学的解釈(専門家会議におけるレポートの確定)が完結できる医療機関(がんゲノム医療拠点病院)」を指定。
- ゲノム医療を受けるがん患者に対する専門的な遺伝カウンセリング、新たな治療法等の開発等に向けた臨床研究等を適切に行うための体制整備、がん患者のゲノム関連情報(パネル検査結果、臨床情報、治験情報等)の収集・管理等を行う。

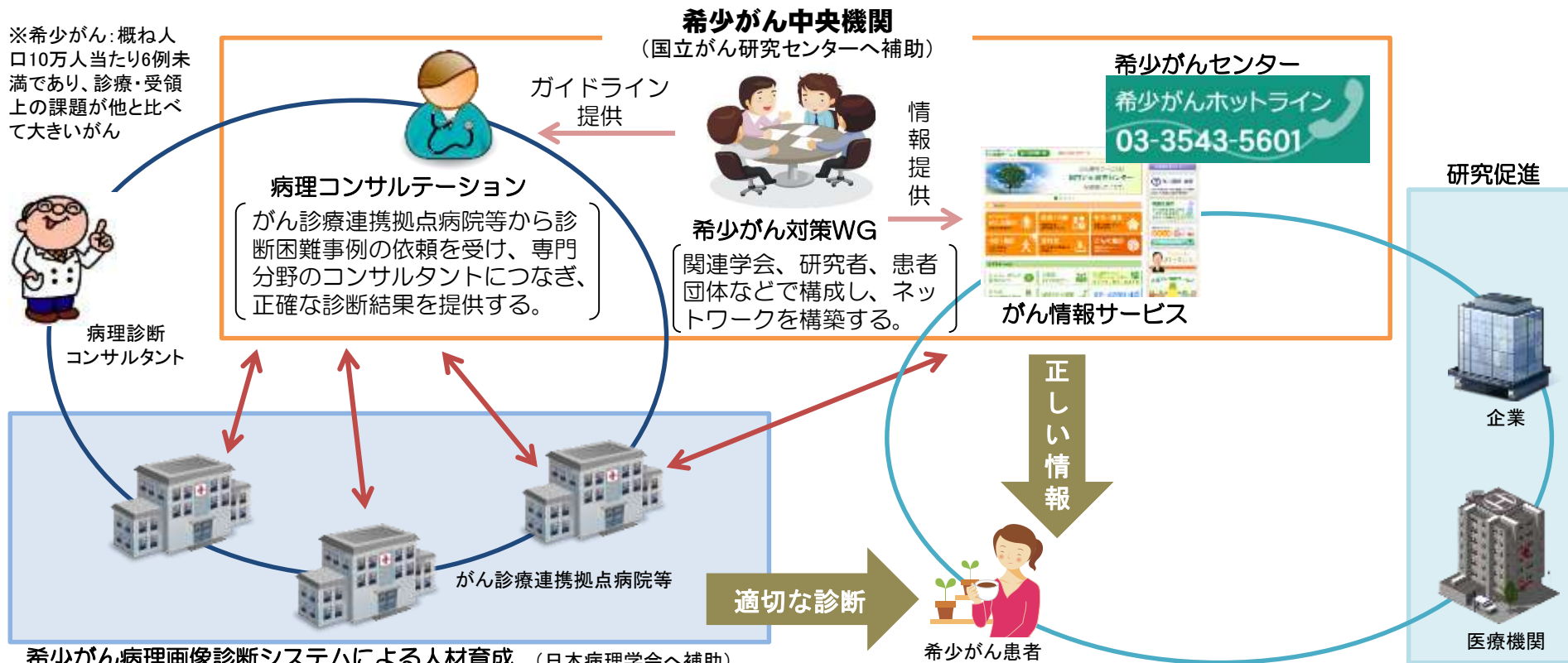


患者に届く希少がん医療・支援の体制構築

希少がん中央機関機能強化事業 : 令和4年度予算額73(76)百万円
 希少がん診断のための病理医育成事業 : 令和4年度予算額36(27)百万円
 ()内は令和3年度予算額

課題	十分な経験を有する病理医が少ないため、病理診断が正確かつ迅速に行われない場合がある。	希少がんは症例数が少なく、標準治療の確立やガイドラインの策定が困難である。	希少がんの正しい知識を得にくく、希少がんを専門とする医師や医療機関の所在も明らかでない。	国立がん研究センターの希少がんホットラインで相談支援をしているが、十分に周知されていない。	希少がん対策の司令塔が明確になっていないため、対策が効果的に進まない。
対策	病理コンサルテーション体制を整備する。希少がん病理画像を収集し、診断支援システムを構築するとともに収集された画像で人材育成を実施する。	希少がん対策ワーキンググループにおいてネットワークを構築し、情報収集やガイドライン作成を行う。	国立がん研究センターのがん情報サービスにおいて、希少がんに関する情報をまとめ、提供する。	希少がんホットラインを「希少がん中央機関」の一部と位置づけ、拠点病院とのネットワークを整備する。	希少がん対策の司令塔機能を担う「希少がん中央機関」の整備する。

※希少がん:概ね人口10万人当たり6例未満であり、診療・受領上の課題が他と比べて大きいがん



小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業

概要

将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者等が希望をもってがん治療等に取り組めるように、将来子どもを出産することができる可能性を温存するための妊孕性温存療法に要する費用の一部を助成し、その経済的負担の軽減を図るとともに、患者からの臨床データ等を集積し、妊孕性温存療法の有効性・安全性のエビデンス創出や長期にわたる検体保存のガイドライン作成などの妊孕性温存療法の研究を促進することを目的とする。

実施主体	都道府県
対象者	<p>以下の条件をすべて満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象となる治療の凍結保存時に43歳未満の者 ・妊孕性低下リスクのある治療を受けた者 ・生殖医療を専門とする医師及び原疾患担当医師により、妊孕性温存療法に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められる者 ・妊孕性温存療法を受けること及び本補助金に基づく研究への臨床情報等の提供をすることについて同意をした者
対象医療・助成額	<p>下記の治療に要した医療保険適用外費用の一部を助成する。(2回まで、金額は上限)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 胚(受精卵)凍結に係る治療:35万円/回 2. 未受精卵凍結に係る治療:20万円/回 3. 卵巣組織凍結に係る治療:40万円/回 4. 精子凍結に係る治療:2.5万円/回 5. 精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療:35万円/回
実施する医療機関	<p>日本産科婦人科学会又は日本泌尿器科学会が認定した医療機関(ただし、医療機関を認定するまでの期間については、日本産科婦人科学会の医学的適応による未受精卵子、胚(受精卵)及び卵巣組織の凍結・保存に関する登録施設)であって、都道府県が指定する医療機関</p>
補助率	1/2

※上記以外に一般社団法人日本がん・生殖医療学会が実施する、臨床情報等のデータを保存登録するシステムの管理・運用や国民や患者に対して普及啓発・情報提供をするためのホームページ作成等に必要経費に対して補助を行っている。

3

「がんとの共生」分野

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

がん患者の就労に関する総合支援事業 (がん診療連携拠点病院機能強化事業内)

令和4年度予算額:235百万円
(令和3年度予算額:247百万円)

趣旨

- 平成27年度の厚生労働省研究班による調査では、がんと診断され、退職した患者のうち、診断がなされてから最初の治療が開始されるまでに退職した者が4割を超えている。また、その退職理由としては、「職場に迷惑をかけると思った」「がんになったら気力・体力的に働けないだろうと予測したから」等といった、がん治療への漠然とした不安が上位に挙がっているため、がん患者が診断時から正しい情報提供や相談支援を受けることが重要となっている。
- 平成25年度より、拠点病院等のがん相談支援センターに、就労に関する専門家(社労士等)を週1日で配置した。また、がん患者が安心して仕事の継続や復職に臨めるように、平成30年度～令和元年度に「がん患者等の仕事と治療の両立支援モデル事業」を実施し、一定の効果がみられた。
- このような状況を踏まえ、令和2年度より、就労に関する専門家の配置に追加して、主治医と会社の連携の橋渡し役となり、患者に寄り添って積極的な介入を行う両立支援コーディネーターを週4日で配置することにより、がん患者に対する切れ目のないフォローを実現するとともに、個々のがん患者ごとの治療、生活、勤務状況等を総合的にまとめた「治療と仕事両立プラン」の作成等の両立支援を実施している。

多様な相談ニーズ

就労(就業継続、復職等)

- 早期のニーズ把握と介入による望まない離職の予防
- 勤務時間の短縮等、治療や生活に応じた勤務形態の調整
- 治療、仕事、生活への漠然とした不安の軽減
→患者の相談支援及び主治医や企業・産業医との調整の支援が必要
- 事業者による不当解雇等の不利益に対する支援
- 休職や社会保障に関する支援 等

※「がん患者等の仕事と治療の両立支援モデル事業」の効果の例
(平成30年度～令和元年度の2ヶ年で実施)

- ・医療従事者への啓発：コンサルテーションや介入依頼の増加
- ・お役立ちノート(両立プラン)の活用：職場との対話に「役立った」
- ・患者向けツール作成、セミナーの開催：就労への準備性の向上



がん診療連携拠点病院における支援体制

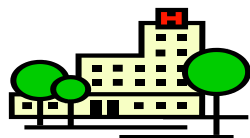
がん患者の就労に関する総合支援事業(平成25年度～)

- (1) 拠点病院等に就労の専門家(社労士等)を配置し、相談等に対応する。【平成25年度～】
 - (2) 拠点病院等に両立支援コーディネーターの研修を受講した相談支援員を配置し、がん患者の診断時からニーズの把握と、継続的に適切な両立支援を行う。【令和2年度～】
- ※(1)もしくは(2)のいずれかの事業を実施する。



緩和ケア推進事業（緩和ケアセンターの整備）

令和4年度予算額：225百万円
（令和3年度予算額：231百万円）



がん診療連携拠点病院 等

緩和ケアセンター

- 緩和ケアチーム、緩和ケア外来、緩和ケア病棟等を有機的に統合
- 専門的緩和ケアを提供する院内拠点組織の整備

緩和ケアチームを軸とした多職種による人員の適正配置

- | | | |
|----|--------------|------------|
| 構成 | ・センター長 | ・歯科医師 |
| | ・ジェネラルマネージャー | ・医療心理に携わる者 |
| | ・身体症状担当医師 | ・理学療法士 |
| | ・精神症状担当医師 | ・管理栄養士 |
| | ・緩和ケア関連認定看護師 | ・歯科衛生士 等 |
| | ・緩和薬物療法認定薬剤師 | |
| | ・相談支援に携わる者 | |

緩和ケア提供における院内機能の強化

- | | |
|----|------------------------------|
| 機能 | ○緩和ケアチームや緩和ケア外来の運営 |
| | ○緊急緩和ケア病床における症状緩和 |
| | ○がん看護カウンセリング（がん看護外来） |
| | ○外来や病棟看護師等との看護カンファレンス |
| | ○診療従事者に対する院内研修会等の運営 |
| | ○緩和ケアセンターの運営に関するカンファレンスの定期開催 |

地域

地域緩和ケア連携拠点機能の強化

- ・地域の医療機関の診療従事者と協働した緩和ケアにおける連携協力に関するカンファレンスの定期開催
- ・連携協力している医療機関等を対象にした患者の診療情報に係る相談等、いつでも連絡を取れる体制
- ・患者・家族に対する緩和ケアに関する高次の専門相談支援 等



連携

在宅緩和ケア

- ・緊急緩和ケア病床を確保し、かかりつけ医や連携協力リストを作成した在支診等からの緊急受け入れ体制の整備



外来

緩和ケア外来

- ・外来において（医師による全人的な緩和ケアを含めた）専門的な緩和ケアの提供

入院

**緩和ケアチーム
緩和ケア病棟**

- ・専門的緩和ケアに関するチーム医療の提供（病棟ラウンド、カンファレンス）
- ・外来看護業務を支援・強化（がん患者カウンセリング）
- ・がん診療に関するカンファレンスおよび病棟回診に参加

緊急緩和ケア病床

- ・症状増悪等の対応のための緊急入院体制の整備
- ・難治性症状への対応 等

管理・運営

管理・運営

がん等における新たな緩和ケア研修等事業

令和4年度予算額: 64百万円
(令和3年度予算額: 75百万円)

事業の概要

- がん対策基本法第17条に、「がん患者の状況に応じて緩和ケアが診断の時から適切に提供されるようにすること」、「医療従事者に対するがん患者の療養生活の質の維持向上に関する研修の機会を確保すること」等のために必要な施策を講ずることと規定され、また、「がん等における緩和ケアの更なる推進に関する検討会」等では、がん患者以外の患者にも緩和ケアが必要であるとの指摘があった。
- このようなことから、がんその他の特定の疾病において、適切に緩和ケアが提供されるように、「e-learning」と「集合研修」の双方により構成された緩和ケア研修会を開催し、がん等の緩和ケアの底上げ・充実を図るとともに、がんの緩和ケアに関する普及啓発を行う。

緩和ケア研修

- すべての医療従事者が身につけるべき基本的な緩和ケア研修の開催
- 緩和ケア研修会における受講者の管理
- 座学部分におけるe-learningを用いた研修会の運営支援



指導者の育成

集合研修において講師及び企画・運営を務めることができる能力を有する指導者の育成



普及啓発

緩和ケアに関する正しい知識やその必要性等に関する普及啓発



がん総合相談に携わる者に対する研修事業

令和4年度予算額24百万円
(令和3年度予算額26百万円)

1. これまでの取組と現状

※ピアサポート：がん患者・経験者やその家族がピア（仲間）として体験を共有し、共に考えることで、患者や家族などを支援すること。

平成23～25年度に「がん総合相談に携わる者に対する研修プログラム策定事業」を実施し、ピアサポーターの育成や患者サロン運営のための研修プログラムとテキストを作成。令和元年度から、都道府県からのピアサポーターの養成研修や活用方法等に関する相談対応を実施。

(ピアサポーター研修)

(がんサロン研修)



2. ピアサポートに関する指摘

「がん対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」（平成28年9月・総務省）

ピアサポート自体は、基本的ながん患者及びその家族の自主性や主体性を尊重すべきものであるが、それを重んじる余り、ピアサポート活動の普及が阻害されている側面もあるものと考えられる。

厚生労働省は、がん患者及びその家族に対する相談支援等を推進する観点から、患者団体や関係学会の意見を踏まえつつ、ピアサポート研修の開催指針の策定や研修プログラムの改訂を検討するなどにより、ピアサポートを更に普及させるための措置を講ずること。

「がん診療提供体制のあり方に関する検討会における議論の整理」（平成28年10月）

患者活動を更に推進するために、ピアサポートに関する研修を実施する等、がん患者・経験者との協働を進め、ピアサポートや患者サロン等の取組を更に充実するよう努める必要がある。

3. 事業概要

患者団体及び関係学会と連携し、研修プログラムを改訂するとともに、がん患者・経験者、がん診療連携拠点病院の医療従事者、都道府県担当者に対して、ピアサポートや患者サロンに関する研修を実施する。

(参考)

がん総合相談に携わる者に対する研修事業HP：<http://www.peer-spt.org/>

研修会案内HP：<http://www.peer-spt.org/annai/>



(一般社団法人 日本サイコオンコロジー学会へ委託)

現状と課題

- 小児・AYA(Adolescent and Young Adult)世代(思春期世代と若年成人世代)のがんについては、晩期合併症(※)に対処するために適切なタイミングでの告知やアドバイスが重要であること、小児がん患者・小児がん経験者は療養生活を通じた心の問題や就労・自立などの社会的問題を抱えていることから、多職種協働のトータルケアによる長期間のフォローアップが必要になる。
- 現在、全国15か所の小児がん拠点病院に長期フォローアップ外来が設けられているが、その体制は多様であり、対象患者、フォローの頻度、人員、支援内容等にバラツキが見られる。
- このため、「がん対策推進基本計画」(平成30年3月閣議決定)における個別目標として、国は、小児・AYA世代のがんの経験者が治療後の年齢に応じて、継ぎ目なく診療や長期フォローアップを受けられる体制の整備を進めることが掲げられている。

※晩期合併症・・・小児がんは、患者が発育途中であることなどから、成長や時間の経過に伴って、がんそのものからの影響や、薬物療法、放射線治療など治療の影響によって生じる合併症がみられる。これを「晩期合併症(晩期障害)」という。晩期合併症は、小児がん特有の現象である。

成長・発達への影響	身長伸び、骨格・筋・軟部組織、知能・認知力、心理的・社会的成熟、性的成熟
生殖機能への影響	妊娠可能か、子孫への影響
臓器機能への影響	心機能、呼吸機能、腎機能、内分泌機能、消化管機能、視力・聴力
二次がん(抗がん剤や放射線治療により別のがんが二次的に発生すること)	良性腫瘍、悪性腫瘍



出典:小児がん情報サービス(国立がん研究センター)

○ 小児がん拠点病院等で長期フォローアップを担当する多職種協働チームを育成するための研修プログラムや教材等を作成し、研修を実施する。

4

「これらを支える基盤の整備」分野

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

革新的がん医療実用化研究事業

令和4年度予算額(令和3年度予算額):
88億円(90億円)

事業概要(背景・目的)

本研究事業では、文部科学省・経済産業省と連携し、基礎的・基盤的研究成果を確実に医療現場に届けるため、主に応用領域後半から臨床領域にかけて予防・早期発見、診断・治療等、がん医療の実用化をめざした研究を「健康・医療戦略」及び「がん研究10か年戦略」に基づいて強力に推進し、健康長寿社会を実現するとともに、経済成長への寄与と世界への貢献を達成することをめざす。

新PJ(モダリティ)区分	要求額(千円)
医薬品	2,276,602
医療機器・ヘルスケア	196,102
再生・細胞医療・遺伝子治療	1,374,529
ゲノム・データ基盤	3,845,685
疾患基礎研究	1,079,042
計	8,771,960

令和4年度概算要求のポイント

第3期がん対策推進基本計画およびがん研究10か年戦略に基づき、**がんゲノム医療、免疫療法、小児・AYA世代のがん、高齢者のがん、難治性がん、希少がん等に関する研究や治療法の開発、がんの治療に伴う副作用・合併症・後遺症に対する予防とケア(支持療法)**といった患者のQOL向上に資する研究等を重点的に支援する。

がん患者のより良い医療の推進のため、特に、**がんゲノム医療、免疫療法の確立、リキッドバイオプシー、AI等の新たな科学技術の利活用、基盤整備に向けシーズ探索の研究の支援、および、がんの克服を目指した全ゲノム解析等を活用するがんの創薬、個別化医療、難病の早期診断等に向けた研究を着実に推進し治療法や医療機器開発を推進する。**

これまでの成果概要等

がんの生物学的本態解明に迫る研究開発や、患者のがんゲノム情報等の臨床データに基づいた研究開発、個別化治療に資する診断薬・治療薬の開発、免疫療法や遺伝子治療等をはじめとする新しい治療法の開発等を実現してきた。(令和3年3月時点)

① 医薬品プロジェクト

【アウトプット】

- ・非臨床POCの取得件数 実績 9件
- ・臨床POCの取得件数 2件

【アウトカム】

- ・シーズの企業への導出件数 2件
- ・研究成果を活用した臨床試験・治験への移行 2件

② 医療機器プロジェクト

【アウトプット】

- ・クラスⅢ・Ⅳ医療機器の開発を計画する課題採択 1件

【アウトカム】

- ・クラスⅢ・Ⅳ医療機器の薬剤承認 0件

③ 再生・細胞医療・遺伝子治療プロジェクト

【アウトプット】

- ・治験に移行した研究課題数 4件
(うち、遺伝子治療 2件)

【アウトカム】

- ・企業へ導出される段階に至った研究課題数 3件(うち遺伝子治療 0件)
- ・研究成果を活用した臨床試験・治験への移行 4件
- ・薬事承認件数(新薬、適応拡大) 0件

④ ゲノム・データ基盤プロジェクト

【アウトプット】

- ・臨床POCの取得件数 3件
- ・研究成果の科学誌への論文掲載状況
(インパクトファクター5以上) 22件
- ・研究成果の科学誌(インパクトファクター5未満等の他の科学誌)への論文掲載状況 63件

⑤ 疾患基礎研究プロジェクト

【アウトカム】

- ・シーズの他の統合プロジェクトや企業等への導出 1件

事業概要(背景・目的)

がん研究については「がん対策推進基本計画」に基づく新たながん研究戦略として文部科学省、厚生労働省、経済産業省の3大臣確認のもと、平成26年3月に「がん研究10か年戦略」が策定された。本戦略を踏まえ、がんの根治・予防・共生の観点に立ち、患者・社会と協働するがん研究を念頭において推進することとし、本研究事業では、がん対策に関するさまざまな政策的課題を解決するため、「がん研究10か年戦略」で掲げられた「充実したサバイバーシップを実現する社会の構築をめざした研究領域」と「がん対策の効果的な推進と評価に関する研究領域」の2領域について、介入評価研究も含めた調査研究等を中心に推進する。また、平成30年に策定された第3期基本計画では、「がん予防」「がん医療の充実」「がんとの共生」を3つの柱としており、これらのがん対策における横断的な対応が必要とされる基盤として、がん研究を推進する。

令和4年度のポイント

- ・ 現在、整備を進めているがんゲノム医療提供体制に関する政策的な課題を解決するための研究を実施する。また、がん検診の費用対効果の検証に関する研究等、より適切ながん検診を提供するための研究を推進し、小児・AYA世代がん患者に対する生殖機能温存に関わる心理支援体制の均てん化と安全な長期検体保管体制の確立を志向した研究を実施する。希少がんのがん対策については、希少がんの医療提供体制の質向上及び人材育成に資する研究を実施する。
- ・ 新規に、第3期がん対策推進基本計画に基づき、**わが国の子宮頸がん検診におけるHPV検査の実現に資する研究、職域におけるがん検診の精度向上に資する研究、がん研究における患者・市民参画の標準教育プログラムの開発に資する研究、がん患者の苦痛に対する迅速かつ十分な緩和ケアの提供と均てん化に資する研究等**を推進する。

これまでの成果概要等

- ・ 高濃度乳房についてのアンケート調査を行い、その結果をもとにQA集を作成した。
- ・ がん治療成績や妊娠予後を明らかにして、公的助成金制度を実施するためのエビデンスを評価した。また、全国の約半数の自治体が妊孕性温存に係る費用に関する助成金制度を構築していることから、さらになんがん・生殖医療を取り巻く環境の変化から現状における1年間の妊孕性温存療法の対象となる推定患者数と総額費用の試算を行った。
- ・ 患者の年齢や病状に応じた意思決定支援を促進する医療従事者に対する質問促進リストを作成した。また、根治不能進行・再発大腸がん患者を対象に行った探索的無作為化比較試験の結果、抗がん剤治療中の早い段階から、医療従事者が質問促進リストを用いて医師への質問行動を促進支援することで、医師の望ましいコミュニケーション行動（質問促進リストで予め整理し患者が望んだ情報を提供する、共感を示すなど）が増加した。
- ・ がん患者の社会復帰や社会協働という観点を踏まえ、がんのリハビリテーション研修の学習目標を設定、研修プログラム見直し、e-learningシステムを開発し、研修マニュアルも作成した。
- ・ アピランスケアの質の担保と均てん化を図るため、e-learningシステムによる初の医療者向けアピランスケア教育プログラムを作成した。